平成２１年（フ）第２１８６号
名古屋市天白区中平５丁目2008番地　トーカンマンション平針303号
債務者　鄭鞘香こと　崔　　抄香
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０８号
名古屋市中川区清船町１丁目１番地の12　清船荘1302号
債務者　近藤　宏児
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２４９号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘５棟407号
債務者　星野みつえ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６４号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号　チサンマンション池下907号
債務者　田中佐和子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２９３号
名古屋市昭和区村雲町20番18号
債務者　山田　真生
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２５号
愛知県清須市東須ケ口138番地
債務者　西尾　繁藏
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８号
三重県度会郡大紀町錦452番地14
債務者　西村　重弘
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７９号
三重県度会郡大紀町錦452番地14
債務者　西村フサヱ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第８０号
三重県松阪市桜町581番地41
債務者　大西智恵子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第８１号
三重県松阪市荒木町84番地１　メゾンドフーイン１－１
債務者　伊藤　尚美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第８３号
三重県松阪市清水町141番地
債務者　野中　文子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９２号
京都府亀岡市千代川町小林植田104番地１
債務者　八木由里子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
京都府亀岡市篠町森山先20ー16、住民票上の住所京都府京田辺市草内五ノ坪48番地の10
債務者　山口　勝久
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
大分市大字下判田3671番地の５グリーンパルＨＡＴＳＵ－Ａ101
債務者　田嶋　誠治
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５２８号
大分市大字森町552番地の１シャンポール阿部Ｄ103
債務者　中野　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５４４号
大分市牧２丁目５番８号サニーコーポ103
債務者　多田　健一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８号
茨城県日立市田尻町５丁目１番14―405号
債務者　小原　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１２１号
茨城県日立市大久保町５丁目５番35号　アークヒル107号室、住民票上の住所茨城県日立市鮎川町５丁目８番29号
債務者　五島　　毅
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所日立支部